

議 会 報

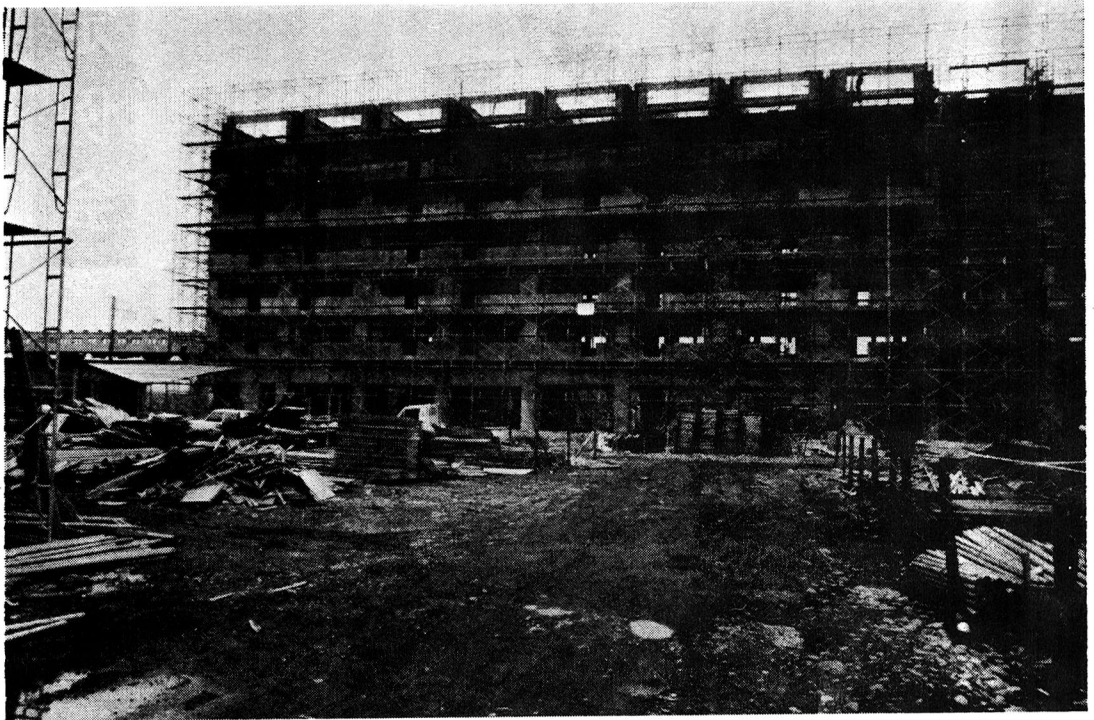
ふつさ

No. 13

昭和48年2月25日

福生市議会事務局

☎ 0425-51-1511(代)



多摩河原に建設中の公団住宅

提出議案と結果

第四回定例会

- 専決処分承認を求めることについて(昭和四十七年度福生市一般会計補正予算(第四号)) 原案承認
- 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 原案可決
- 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 原案可決
- 農業共済事業を市が施行することについて 原案可決
- 福生市農業共済条例 原案可決
- 福生市児童遊園条例 原案可決
- 福生市民体育館条例 原案可決
- 昭和四十六年度福生市一般会計決算認定について 原案認定
- 昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について 原案認定
- 昭和四十六年度福生市公益質屋会計決算認定について 原案認定
- 昭和四十六年度福生市都市計画福生土地区画整理事業会計決算認定について 原案認定
- 昭和四十六年度福生市と畜場会計決算認定について 原案認定
- 昭和四十六年度福生市公共用地会計決算認定について 原案認定
- 人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について 原案同意
- 人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について 原案同意
- 市道路線の廃止について 原案可決
- 福生市選挙管理委員会委員の選挙 原案可決
- 福生市選挙管理委員会委員補充員の選挙 原案可決

第五回臨時会

- 契約締結について(横田飛行場周辺中央幹線排水路新設工事(その一、その二)) 原案同意

第四回定例会

第四回福生市議会定例会が去る十二月十三日から二十五日までの十三日間にわたって開かれました。

この定例会では二名の議員により市政に対する一般質問が行なわれ、昭和四十六年度各会計の決算が提案され熱のこもった質疑、討論がかわされました。

この定例会で審議された議案は市長提出の議案十三件、報告一件、諮問二件、議会の選挙二件、請願一件、陳情五件です。

議会ではこれらの案件のうち、農業共済事業を市が施行すること

昭和四十六年度

福生市一般会計ほか

五会計の決算を認定

昭和四十六年度の福生市一般会計ほか特別会計を含む五会計の決算認定が提案されました。決算はすでに執行済みの予算の総しめくりで福生市の一年間の予算に対する出来高書です。この出来高において反省の余地があったか、効果があったか、判断に無理があったかどうかなどについて審査し、つぎの予算編成の参考資料にする

について、福生市民体育館条例など新設条例三件、昭和四十六年度福生市一般会計決算認定など各会計決算認定六件、市道路線の廃止について、請願、陳情をそれぞれ担当委員会に付託し、第一目を終り、以後休会として付託された案件について各委員会を開き慎重審査を重ね、最終日に委員会報告が行なわれ一部討論があり、それぞれ委員長長の報告とおり可決、認定、採択され、この会期中に結論の出なかった案件を閉会中の継続審査と決めて休憩し、会議時間ぎれ閉会となりました。

よう審査するものです。

この決算書は監査委員の審査意見を付けて提案され、それぞれの所管委員会に付託し審査を重ねた結果、決算内容、予算の執行状況も適正に行なわれているとの委員会報告があり一部討論が行なわれた後決算書通り認定されました。各会計決算の数値は次表のとおりです。

昭和46年度福生市各会計別決算総括表

(水道会計を除く)

会 計 別	予算現額	歳 入		歳 出		残 額 (翌年度繰越)
		決算額	比 較	決算額	比 較	
一 般 会 計	円 1,810,057,000	円 1,850,314,840	円 40,257,840	円 1,773,128,572	円 36,928,428	円 77,186,268
国民健康保険特別会計	187,393,000	195,726,839	8,333,839	178,903,952	8,489,048	16,822,887
公益質屋会計	2,432,000	2,439,887	7,887	2,168,471	263,529	271,416
と 畜 場 会 計	35,900,000	35,502,908	△ 397,092	35,502,908	397,092	0
福生都市計画福生土 地区画整理事業会計	146,329,000	203,720,042	57,391,042	125,565,193	20,763,807	78,154,849
公 共 用 地 会 計	4,033,000	4,045,307	12,307	3,919,790	113,210	125,517
総 合 計	2,186,144,000	2,291,749,823	105,605,823	2,119,188,886	66,955,114	172,560,937

監査委員の

審査結果

審査の概要 地方自治法の規定に基づき調整された、昭和四十六年度福生市一般会計ならびに企業会計を除く各会計決算書および決算付属書類が地方自治法等の關係法令に正しく準拠して作成され、その会計処理が適正確実であるか、決算書ならびに決算額の基礎となる諸書類に基づいて歳入歳出決算の計数について審査し、あわせて関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、適応性をたすともにも、予算執行の適否についても検討した。

なお、現金預金の確認ならびに証ひょう書類の検査については、地方自治法の定めるところにより、例月出納検査を行ないその都度、報告済みであるのでこの審査の範囲外とした。

審査の結果 昭和四十六年度の一般会計および各会計の決算書ならびに決算付属書類は、地方自治法等の關係法令に正しく準拠し、合法的に処理されており、決算書の計数については、現金出納簿および歳入歳出関係諸帳票と照合審査した結果各会計の決算計数、予算の執行は正確適正であることを認めた。

昭和四十六年度 一般会計決算の内容

昭和四十六年度一般会計決算は健全な運営がされ七千七百万余円の繰越金が生じ単年度収支においても黒字財政を維持している。

七千七百万余円の翌年度繰越額のおもな理由は、歳入において約四千万円の予算に対する増、歳出において執行残が三千六百万余円となっている。

歳 入

市税 予算に対して千二百六十万余円増となり収入比率一〇・二%、この中で当市のたばこ消費税は、人口一人当りでは三多摩の都市のうちでは第四位の売上となっており、多くの人の出入りを示している。

国有提供施設等所在市町村助成交付金等 運動の成果により、昨年と比較して一千三百万余円の増
予算に対する収入比率一〇〇%
地方交付税 予算に対して千二百三十五万余円の増となり収入比率一〇・五%、これは特別交付税の決定がかなりおくれこれが約一千万円ほど増額となった。
国庫支出金 予算に対して四百二十七万余円の増となり収入比率一〇・三%、主に生活保護、保

育園児童措置費の国庫負担分および土木関係の補助金など

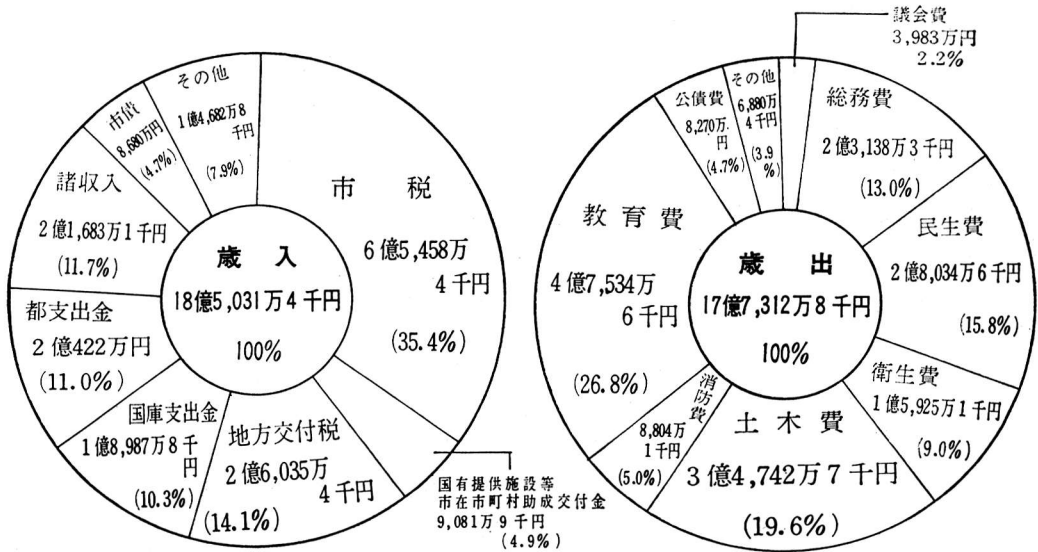
都支支出金 予算に対して千三百八十五万余円の増となり一〇七・三%、これは都の振興交付金がおそく決定されたためなど
諸収入 この決算は運動したかいあって、収益事業(競輪収入)に参加でき収入となったが、当初の見込みより収益事業収入が落ち込み収入比率九六・二%、八百五十二万余円の減となった。

歳 出

市債 市債においては、予算に対して収入比率は九九・八%、二十万円の減となった。

議会費 予算に対して百三万余円の執行残となり、執行率は九七・五%となっている。
総務費 予算に対して四百九十六万余円の執行残となり、執行率九七・〇%、主なものは庁舎関係経費および職員給与などで、この決算で新しいものとして私立幼稚園児に対する補助金なども含まれている。
民生費 予算に対して八百九十八万余円の執行残となり、執行率九六・九%、主なものは生活保護費老人福祉、保育園、児童手当など

昭和46年度一般会計決算内訳



の関係費、福祉会館の経費など。
衛生費 予算に対して四百三十万余円の執行残となり、執行率は九七・四%、主なものはし尿、じん芥処理、衛生組合負担金、予防衛生費などのほか、保健衛生費の中から約千三百万余円のと場の閉鎖による繰出金が支出されている。
土木費 予算に対して三百九十万余円の執行残となり、執行率は九八・九%、主なものは道路橋りよりの新設、改良、舗装、安全施設などの事業費、都市計画費の区画整理会計への繰出、公園整備事業、基地排水事業費など
消防費 予算に対して百五十六万余円の執行残となり、執行率は九八・五%、主なものは消防組合に対する負担金、非常備消防に対する費用など。
教育費 予算に対して六百七十二万余円の執行残となり、執行率は九八・六%、主なものは第三小学校第六小学校の増築、第六小学校のプール、体育館などの増設、その他社会教育関係事業、市民体育館建設のための初年度の事業費など。
公債費 予算に対して三十一万余円の執行残となり、執行率は九九・六%、この決算においては一時借入金をせずに運営ができた。
これらの執行率を種目別にみると工事費関係で九九・五%、原材料で九九・二%、賃金で八七・五%、工材費で八五・〇%、使用料及び

賃借料で七二・二%の数字であり、主として一般経常経費を節減

四十六年度一般会計

決算に対する質疑討論

質疑 各種の負担金が増大しているが、負担金の割合、算出基礎などについて説明願いたい。

答弁 これらの負担金は、それぞれ算出基礎がちがいが均等割と人口割によるもの、交付金割によるもの、人口割によるもの、一律のものなどさまざまである。また主として収益事業の加入経費に充てられたものがあり来年度から不用となるものなどもある。

質疑 不用額の内容を見ると、例年同じ項目について不用額が出ている。予算の編成時に決算の内容を見ないで予算編成しているのか

答弁 予算編成のとき決算結果を参考に要求に対して考慮しているが、特に補助金あるいは事業運営上どうしてもはっきりしないものもある。これは国の最終算定が非常に困難で予算の編成は当初見込みで計算してあり、最終の計算で執行残がどうしても出る。

また、この決算では経費の節減をはかり、経常経費の執行残が非常に多い。

して、予算に対して三千六百九十二万余円の執行残となっている。

質疑 交通安全施設費で執行残があり、市民から反射鏡などつけてほしいと要望があったと思うがどうか。

答弁 反射鏡の要望のあった力所については設置したつもりだ。総体の執行率からはほとんど九

九%近くになっている。しかし安全施設の設定位置などの関係により一〇〇%の執行率は困難である。

反対討論 この決算認定については、幾つかの問題点がある。

横田飛行場周辺排水路整備事業は、基地存続と基地機能の向上につながる排水路工事で工事のため多くの市民に迷惑を与えている。

また、補助金を受けるため一般財源から二百万円以上の支出をしている。

土地売払い収入も決算の段階で突然多額の収入が出されている。市長、議長の交際費、一般にわたる食糧費も多額の支出となっているが節減できるものである。

土地区画整理の加美平土地区画

整理事業への繰出金をしていることは、関係住民が反対しているのに工事の強行をすることにつながるものであり繰出すべきでない。

反面国民健康保険特別会計への繰出しは、三多摩の市で最低の水準であり、これを増額すべきである。

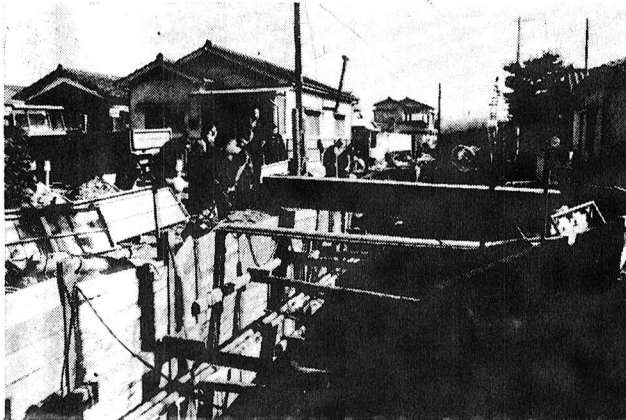
賛成討論 この決算認定において、執行残七千万円は、大形予算となった現在一般的な税の伸び、経常経費の節減、入札、物品購入などの差額によるものであり、むしろ公明な決算である。

歳入において、新しく収益事業配当金が計上されているが、当議会で過去において、自転車競走事業開催権獲得促進決議を可決し、以後運動を続けてきたもので、市の開発事業、住民福祉のため貴重な財源となっている。

また、市民生活に密着した環境整備をし、生活向上

するため市道交通安全施設などの整備がされ、特に防衛庁補助金による基地排水路の中央幹線排水路新設工事は、長い間の基地による迷惑料として当然市民に対して環境整備をはかるべきで、積極的にこれらの幹線を早期完成すべきである。

そのほか学校増築、市民体育館建設なども着実に進められている。



中央幹線排水工事

議 会 日 誌

- 十月 3日 一市二町広域行政関係協議会
- 5日 飯称市民体育館建設特別委員会行政視察(6日まで)
- 9日 東京都議長会理事會、正副議長経験者會議
- 11日 常任委員長會議
- 13日 厚生委員会行政視察(14日まで)
- 17日 全国都市會議(20日まで)
- 23日 東京都市収益事業組合會議視察(24日まで)
- 24日 狭山火葬場組合會議視察(25日まで)
- 26日 建設委員会 都市計西審議會
- 27日 青梅羽村福生地区都市下水路組合會議
- 30日 西多摩衛生組合會議
- 31日 議會運営委員會 関東市議會議長會理事會(1日まで)
- 十一月 1日 市議會議員夫人市内施設視察
- 2日 横田基地対策特別委員會
- 4日 第五回臨時會、全員協議會
- 6日 二市一町衛生組合関係市町長議長會議
- 7日 多摩連環都市會議(説明會)
- 8日 第十八回多摩地区衛生大會

市民体育館の完成目前に

市民体育館条例を制定

福生市民体育館の建設については、議会として市民体育館建設特別委員会を設置し、数回にわたって先進地の体育館を視察し、よりよい、市民に親しまれ利用しやすい体育館建設に調査、研究を重ねてきましたが、いよいよ近く完成のはげごととなり、地方自治法の規定に基づき、公の施設として、施設の設置と管理についての事項を定めて、今後これにより広く市民の皆さんに利用していただくことになりました。

条例の主な内容

- ◎ 体育館の目的 この体育館は体育以外の行事にも利用できる施設となっていて、各種の集会にも使用できるよう規定している。
- ◎ 休館日 商店街の方々にも十分な利用を考慮火曜日（祝日の場合は翌日）とした。
- ◎ 閉館時間 午前九時から午後十時まで。
- ◎ 体育館の使用 個人使用と貸切使用の二種類で市内に住所を有するもの、市内に勤務場所があるもの以外は個人使用することができない。
- ◎ 体育館の使用料 個人使用は子ども一回二十円、おとな一回四十円。
- ◎ 貸切使用は一時間当りの単位で主競技場は市内に住んでいるもの

市内に勤めているものは千円、それ以外のものは三倍の三千円、入場料をとるものは更に二倍の六千円、主競技場以外の施設も同じ倍率の使用料となっている。

主な質疑

- 質疑 市内の在住在勤者とそれ以外の判定について、いろいろ研究しているような話であるが、どのように行うのかなか。
- 答弁 いろいろ検討したが一応登録証のようなものをつくり一年くらい使えるようにしたい。これによれば最初に配布し、つぎは見せられたいと考える。
- 質疑 公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができ、別に規則で定めるとなっているが具体的にどう規定しようとするのか。
- 答弁 減免の関係は、体育協会に所属する各種の連盟とか、その他の公的な団体について減免を考慮しても検討中である。
- 質疑 閉館時間の午前九時から午後十時については、職員の勤務時間と防犯上に疑問があるが説明願いたい。
- 答弁 昼間使う場合と夜間使う場合があり、職員は交代制とする。そのようにする関係で午前九時から午後十時までとした。

質疑 電灯料がかかっても夜間と昼間の一時間当りの使用料は同じにするのか。

答弁 厳密には電灯料も取るべき

今回の豆知識も前号に引き続き市議会議員の年金などについてお伺いいたします。

問 前号で市議会議員の年金などのことについて、いろいろお伺いし、十二年以上も議員をつとめ自分たちで積立てた金を年金としてもらうのだということがよくわかりましたが、現在福生市にはこの年金をもらっている人が何人くらいいますか。

答 現在福生市には、三期十二年以上議員をして退職された方は四名います。そのうち一名は亡くなられ遺族年金を受けています。

問 たったの四名ですか、制度ができた当時から議員になった人は何人くらいいますか。

答 昭和三十七年九月に制度ができてからの議員をされた方は、現職の議員も含めて六十名になっています。

問 全国の市議会共済会とすれば十二年以上在職して、基準を三年間の平均報酬額とした場合相当多額の年金となると思うが議員さんの共済会の運営も苦勞があります。

であるが、体育を奨励する主旨から、市としては電灯料は無料にしたいと思う。

答 そうなんです。今まで議員の掛金のみで運営されていた、議員共済会も赤字運営となるため、共済会の収支の状況により、自治省では一定の負担を定めて市で一部負担し、次第にその負担率を上げて行くことになっていきます。

問 その負担がされるためにむずかしい条件がつけられるようになりませんか。

答 そのためかどうかはわかりませんが、給付の制限が強められ禁錮以上の刑に処せられた場合、また、議員が除名された場合には、支給される年金の全部、または一部が支給されなくなりま

その反面給付を受ける権利の保障もされ、年金を譲り渡し、担保とすること。または差し押え（滞納処分を除く）ることができなくなっています。

ただし、自分の側からは年金を担保として、国民金融公庫から借入れができるようになってい

議 会 豆 知 識

9日	東京都市議会議長会定例会(10日まで)
11日	一市二町ソフトボール大会
14日	建設委員会行政視察(15日まで)
17日	総務委員会
18日	厚生委員会
21日	議会報編集会議
23日	東京都市収益事業組合議会
27日	行政視察(24日まで)
29日	常任委員長会議
30日	一市二町議会議員研修会
12月	日米連絡協議会
1日	三多摩上下水道建設促進協議会正副会長会議
4日	都議会議長会役員市局長会議
6日	議会運営委員会
7日	三多摩上下水道建設促進協議会(第一、第二委員会)
8日	都議会議長会局長事務連絡会議
13日	第四回定例会(第一日目)
15日	横田基地対策特別委員会
15日	厚生委員会
16日	仮称市民体育館建設特別委員会
18日	建設委員会
19日	総務委員会
20日	日米連絡協議会
21日	建設委員会、議会運営委員会
25日	第四回定例会(最終日)全員協議会
26日	西多摩衛生組合議会
27日	狭山火葬場組合議会
28日	ご用納め

公共施設の年次建設計画 について明確にされたい

質問 わが福生市においても、市長は暮らしやすい、住みよい町づくりにと絶えず福祉の重要なことを申している。そして豊かな町づくりに中心に市民のコミュニケーションの場をつくることとし、その熱意のあらわれが市民体育館として実現した。

しかしながら市の年次計画をみるとときあまりにも目まぐるしく変わる計画に、福祉行政が中心なのか、教育行政が重点か、建設行政なのか、見当のつかないのが福生市の行政ではないかと思う。

昨年市長は、昭和四十七年より四十九年度にいたる、わが福生市の年次別事業計画を議会に発表したが、この年次計画をもとにしてつぎの四点について伺いたい。

第一点 その年次計画書は公文書であるか、私文書であるか

市長 資料として提出したものであるが、議会に提出したものは総て公文書である。

質問 第二点 現在の福生市には、文化図書館のたぐいの施設がない

先般われわれ祖先の屋形跡が発見され、これらの貴重な資料を後世に残すため郷土の文化研究に合わせ郷土館、図書館の建設をすべきと思う、その基礎となるべき図書館条例一つない、条例の制定とあわせ建物を造る考えがある。

つぎに本市には、健全な娯樂施設がなく、若者をはじめ全市民が楽しい時を過ごす場所一つ見当たらない漠然とした現在のあり方を考えたととき、市民会館の必要性を強く感じている。

これらについての建設年次、財源、用地などについての考えを伺いたい。

市長 図書館、市民会館などの年次計画は、いつどのようかというのですが、実は学校の関係で第三小学校の分校、第三中学校の建設をいたしたいと考え、多額の資金を要しどうしても四十八年、四十九年度は、学校を重点的にやらざるを得ない。したがって図書館市民会館などについては五年以降になると思う。これらについて、今後ご意見をいただきこれから先に着手すべきかを決定したいと考えている。

質問 図書館の条例は、つぎの定例会に提出したいと考え準備を進めている。

質問 第三点 下河原地区の完成により第三小学校分校、第三中学校が公団住宅団地の完成予定の昭和四十九年を目標に計画が進められているところであるが、更に七万都市を目標にいよいよ来年度から事業を進められる福生駅東口開

一 般 質 問

発と並行して第八小学校、第四中学校の用地取得の計画をたてるべきと思うが、市としてどのような計画があるか。

市長 第八小学校と第四中学校については東口になるだろうと想像している。

四十八年度になったら早々に新しくできる法による新公社を設立して、各方面の土地を確保

いたしたいと考えている。そのときに学校まで及ぶかどうかはまだ未定であるが

でき得る限りの土地確保はしたいと考えている。

質問 第四点 十年このかた一步の前進もみない国鉄牛浜駅周辺の市街化構想であるが市長は以下河原地区の公団住宅の誘致に合わせ市内環状バスの運行をはかり、牛浜駅をその利用駅としたと答弁があった。

今後の課題であるこの一画の市街化、商店街のあり方などについて綿密な計画も整ったと思うかどうか。

市長 国鉄の牛浜駅周辺の開発は何か開発したいと考えるが、なかなか思うように行かない状態である。バスの乗り入れ

は公団住宅ができればバス会社において乗り入れるとの話してバス運行はできると思う。

なお牛浜駅の開発はやはり銀座通り全部の商店街の振興につながる問題で、まだ具体的計画ができてないが、やらなければならない問題であり進めてまいるともっている。ただ東口開発にたいま着手しており、両方はなかなかきかねるわけで、ある程度東口開発の目鼻がたなければ着手はできないと思う。

国鉄パイプライン建設に 対する市長の考えは

質問 国鉄のパイプライン建設に



開発を待たれる牛浜駅周辺

ついて、国鉄当局より、当市議会に対してパイプライン設置の説明が一度だけ行なわれただけで住民には何ら説明がされていないにもかかわらず、国鉄当局はパイプライン建設を強行するとの報道がされている。十二月四日の新聞報道によれば今週中にも資材を発送し住民の反対を押し切って来年一月下旬着工、突貫工事で同年暮れ完成の強行方針をきめた、沿線住民はその安全性について強い不安を持ち、暮れから新年にかけて反対運動が激化することは必至でありこの計画はテストケースとなろうと報道されている。

このパイプラインは資料による調査では、日本初の長距離パイプラインで天災、事故等でパイプが破損すると七〇気圧の高圧で送られるガソリンが一度に吹き出し、大惨事を引き起こす危険がある。これを人口密集地帯を通りながら住宅、道路からの保安基準もなく線路わきにパイプを埋設するという安全性を無視した計画である。

この問題を単に国鉄当局との取り引きの材料とするのではなく、真剣に考えて対策をたてる必要があると思うが市長の考えを聞きたい。

市長 国鉄パイプラインの件の結論としては、現在のところ賛成であるか、反対であるかについて、まだ全然どうするかという判断をしていない。これはまったく資料

がなく、私も一度説明を聞いたただけであり、関係の町会の方々には近く国鉄が説明する予定だそうである。何ぶんにも危険なものであり以後の市の事業にも支障があると思ひ、態度をはっきりしていい。

新聞報道については、国鉄から電話があり、あのようなことは事実無根である記事は本当ではない。すぐには着手しないといっている。今後は十分説明を聞き、また、他の関係している市町村と連絡をとりながら考えていきたい。

図書室の蔵書充実の

計画があるか

質問 福祉会館内にある図書室は関係職員の努力により、日に日に利用者が増加していること聞き喜ばしいことである。しかし、図書室に入ると残念に思うことは、あまりにもその蔵書の少ないことである。児童図書においても人気のある図書は何日間も待たなければ順番が廻ってこないというのである。聞いてみると多くの本を購入してほしいと希望が出されているにもかかわらず、予算がないため購入できないとも聞いている。

図書館の活動の基本は



福祉会館内の図書室

本の貸し出しである。今後の蔵書充実の計画を持っているか。希望が出されている図書を取りそろえる考えがあるか。

市長 図書室の蔵書は非常に少ないが、何年にどれだけふやすかという計画はたまだいまい。来年度から体育館の中にも図書室ができ相当に増額した予算を盛り込むよう考えている。

教育委員会庶務課長 読みたい図書の希望を取ったところ六百二十冊の希望が出ており、そのうち購入済みの図書は三百三十五冊で残り二百九十二冊の図書については金額で約二十万円で希望のあった図書は購入できることになる。

基地排水工事契約に同意

第五回臨時会

第五回臨時会において、毎年継続工事となっている、横田飛行場周辺中央幹線排水路新設工事（その一、その二）の工事契約締結議案が提案され同意されました。

工事の内容

- 規模構造 その一工事 工事延長一四九・七六メートル 管渠工一四六・五六メートル（内径φ二・三メートル）人孔工一カ所（φ三・二×三・二）
 - その二工事 工事延長一二九・三メートル 管渠工二六・六一メートル（内径二・三メートル）推進工七三・六二メートル（内径二・三メートル）人孔工一カ所（φ四・〇×三・二）
 - 落差工一七・五〇メートル
 - 契約金額 金八千四百十万円也
 - 工期 昭和四十七年十一月六日から四十八年三月三十一日まで
 - 契約の相手方 西武建設株式会社 社取締役社長 堤 義明氏
- この工事は一昨年か工事にかかった通称基地排水の中央幹線工事で、その一工事は志茂地内の昨年終了した工事の終点より基地側に、その二工事は下流の玉川上流の下をくぐって下の川にいたる推進工事を含んだものです。
- この契約同意に対して、主に下記のような質疑、討論があり、採

決の結果、契約どおり同意されました。

質疑 この工事には反対するものではないが、現在の防衛庁、横田基地の態度はあまりにも市を軽率にみている。防衛庁では金をやれば市が総てやってくれるんだと決めていて。市では市道、民有地の細い交渉など総て担当職員が当たり、過去の基地排水においても工事延期による補償金、地盤沈下による建物の破損などについても市が全額負担をしている。本工事についても一般事務費として市費を組んでこれらを補っているが今後防衛庁がどこまでこの問題について市に応援するかによつては市も考えなければならぬと思うがどうか。

答弁 適切な質問である。横田基地は日本全国のしわざを基地周辺でうけ、その中でもとりわけ本市が背負っていることに憤りを感じ、大きな矛盾を感じている。ただ国法には従う態度を堅持している。しかしながらそれだけで済まされる問題ではなく、これに必ずやる態度を国が市に示すべきであると議会と共に主張してきた。今後ともより以上強硬な態度で防衛施設庁にお願いする。

もう一点は現在基地周辺整備法に基づき被害の少ない所も遅れるだけで同じ援助であることの不満を常々主張している。したがって本格的運動を展開するとしたら、基地周辺整備法の改正がもっとも適切なわけである。しかし一部には裁量ができるような法律になっており、その点をふるなつて猛運動を展開してまいりたい。

反対討論 この基地排水路は何よりアメリカ基地の機能をどんな豪雨のときでも維持できることを目的として造られ、すでに完成した南部幹線には基地から終日降雨にかかわらず汚水が流れており、台風時にはおの強い油が流されていくことも事実である。

このために基地においては汚水の立入り調査を拒否している。それにもかかわらず基地排水路のため多額の一般財源をつかい工事のため地区住民に大きな迷惑をかけている基地排水路工事には反対である。

賛成討論 わが国においては、日米安保条約があり、基地使用を認めている。この基地において雨水排水を円滑、かつ効果的に処理するために排水路線を地形上福生市内に求められることはやむを得ないと思う。

福生市は過去台風のたびごとに大変住民に迷惑をかけてきたが、この基地排水が完成すると市民の被害はほとんどなくなるものである。

福生市選挙管理委員会

委員、補充員を選挙

福生市選挙管理委員会委員及び補充員が十二月二十二日をもって任期満了となったことの通知が議長にあり、この委員会委員、補充員は議会において選挙することになっており、選挙が行なわれました。その結果つぎの方々が当選されました。

- 住所 福生市福生二八二番地 氏名 笹本 太郎氏 六十一才
- 住所 福生市福生一〇五八番地 氏名 細谷 作一氏 六十才
- 住所 福生市熊川三八九番地 氏名 石川松太郎氏 六十五才
- 住所 福生市熊川二六五九番地 氏名 吉沢 利治氏 四十八才

福生市選挙管理委員会委員

- 住所 福生市福生二八二番地 氏名 笹本 太郎氏 六十一才
- 住所 福生市福生一〇五八番地 氏名 細谷 作一氏 六十才
- 住所 福生市熊川三八九番地 氏名 石川松太郎氏 六十五才
- 住所 福生市熊川二六五九番地 氏名 吉沢 利治氏 四十八才

人権擁護委員に

田中政一の両氏を推せん

人権擁護委員二名の任期が十一月十五日をもって任期満了となりました。

ため、田中政一氏、榎本令秀氏を法務大臣に推せんしたいとして議会の意見を答申され、提案のあった両氏を推せんすることに同意

- 住所 福生市本町一〇七番地 氏名 田中 政一氏 七十四才
- 住所 福生市福生五〇七番地 氏名 榎本 令秀氏 四十才

請 願 と 陳 情

第四回定例会で審査した請願、陳情はつぎのとおりです。

採択されたもの

- 陳情第八号 ホタル保護条例の設置に関する陳情書
提出者 福生市熊川一〇二三 熊牛町会長 中村益雄氏
- 陳情第十号 プレハブ校舍解消問題に関する陳情書
提出者 福生市本町 八八番地 福生市立福生第二中学校PTA会長 武内幸三氏

理事者一任

となったもの

陳情第十一号 年末手当等に関する陳情書
提出者 福生市 熊川八三〇 全日本自由労働組合東京支部福生分会委員長 西村秀吉氏

継続審査と

なったもの

- 陳情第七号 地域児童図書館設置に関する陳情書
提出者 福生市熊川一三九 熊川団地親子読書の会、細田登子氏

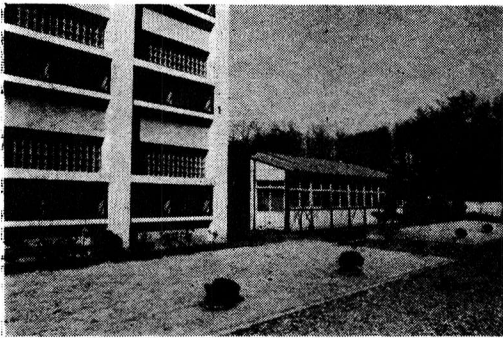
陳情第十二号 駐車場設置に関する陳情書
提出者 福生市本町一八番地 福生市商工会 会長代行 山下光一氏ほか二十二名

陳情第十三号 商業振興施設設置に関する陳情書
提出者 福生市福生一〇四四 福生中央商栄会 会長田村福一氏

新しく委員会

付託となったもの

請願第八号 駐留軍労働者の雇安定離職対策拡充に関する請願書
提出者 昭島市東町一の十五の二三 全駐東京地区本部 執行委員長 木内憲一氏



第2中学校のプレハブ特別教室

議 会 を 傍 聴
しましよ
つぎの定例会は
3月に開かれます

編 集 後 記

大変暖かくなりました皆さまいかがお過ごしですか。「議会報ぶつさ」第十三号をお届けいたします。本号は、昭和四十六年度の決算を審査した第四回定例会のもようを中心に編集しました。また、市民の皆さんが待ち望んでいた市民体育館も近く開館することになり、これを使用するための条例や最近問題の多い基地関係の排水工事などについて掲載しました。本年も昨年と同じようにお届けいたしますので引き続きご愛読くださるようお願いいたします。